## 就学奨励費について

保護者がその子女を特別支援学校(盲学校・聾学校・養護学校)へ就学させる場合には,通学のための交通費や寄宿舎に入舎して,寄宿舎生活を送るための寝具・日用品等,多額の経費を負担することになります。そこで,保護者の経済的負担を軽減し就学を奨励するために,保護者の経済的負担能力に応じて必要な経費が国と県から支給されます。補助の対象となる経費は以下のとおりです。

単位:円(年額)

区分	保健理療科	専攻科保健理療科 // 理療科
学校給食費	実費支給	実費支給
通学費(本人)	実費支給	実費支給
帰省費(本人:寄宿舎)	実費支給(限度回数有)	実費支給(限度回数有)
職場実習交通費	実費支給	実費支給
寝具購入費(寄宿舎)	<b>%</b> 5,400	支給なし
日用品等購入費(寄宿舎)	※ 138,980 以内	※ 138,980 以内
食費(寄宿舎)	実費支給 (139,750 以内)	実費支給 (139,750 以内)
校外活動等参加費	24,020 以内	支給なし
職場実習宿泊費	7,380 以内	7,380 以内
学用品購入費	※ 31,690 以内	支給なし
新入学学用品等購入費	※ 23,550 以内	支給なし

※所得や家族の人数等に応じて I 段階, II 段階, II 段階と区分されます。 補助される経費については区分ごとに異なります。

(表の金額はⅠ段階の限度額,Ⅱ段階はその半額となります)

※領収証・レシート添付による申出により実費が支給される区分。